

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

佐倉市の人口構造については、総人口は平成 30 年 3 月末時点で約 176,000 人となっており、近年は横ばいから減少傾向にある。また、年齢 3 区分別人口を見ると、65 歳以上の老年人口は年々増加し、平成 30 年 3 月末で 30%を超える一方で、生産年齢人口の割合は減少しており、今後もこの傾向は更に進んでいくものと見込んでいる。

② 産業構造

佐倉市の産業構造は、企業数の割合については、平成 26 年経済センサスに基づく資料によると「卸売業、小売業」が 22.7%で最も多く、次いで「建設業」が 13.0%、3 位が「生活関連サービス業、娯楽業」の 12.7%、4 位が「製造業」の 12.4%、5 位が「医療、福祉」の 7.4%と続いており、第 3 次産業が多数を占めている。

一方で、売上高の割合については「製造業」が最も多く 32.5%で、次いで「卸売業、小売業」が 29.4%、3 位が「建設業」の 10.7%、4 位が「医療、福祉」の 8.1%、5 位が「生活関連サービス業、娯楽業」の 2.9%となっており、比較的第二次産業の割合が多くなっている。中でも製造業の売上高については、全国の割合 25.7%、千葉県の場合 19.0%を大きく上回っており、製造業が他の自治体と比較して域内において主要な産業となっている。

これは、第一、第二、第三、熊野堂の各工業団地及びちばりサーチパークにおいて、長年積極的に企業誘致を進め、進出企業を支援してきた結果と考えている。

③ 企業規模

市内企業の企業規模については、平成 26 年経済センサスの資料によると、従業員数が 100 人未満の事業所割合が市内事業所全体の約 98%、従業員数は市内全従業員の約 70%を占めており、中小企業の占める割合が高くなっている。

④ 中小企業の状況

事業者における労働者一人あたりの生産性については、「中小企業白書 2018」によれば、2009 年から 2016 年にかけて大企業製造業の生産性が 32.1%上昇しているのに対し、中小企業製造業は 9.6%しか伸びていない。また設備年齢については、中小企業は大企業の約 1.3 倍長くなっており、設備の老朽化が進んでいる。

(2) 目標

- ① 生産年齢人口が減少し、人手不足が現在以上に深刻化することが予想される

中、中小企業にとって現在の労働力を最大限生かして付加価値を高めていくことが非常に重要となってきた。特に佐倉市においては、産業全体の売上高に占める製造業の割合が比較的高いことから、設備投資により老朽化した設備を新しい設備に入れ替え労働生産性を高めることを目指す。

また、事業所数が多い第3次産業についても、設備投資により労働生産性が向上し、既存事業の売上が増加することに加えて、新たな事業に人員を配置することができ、新事業開拓促進にも繋がると考えられる。

このことから、様々な業種の事業者に先端設備等導入計画の策定を促すことにより、市内産業全体の活性化を目標とする。

② 先端設備等導入計画の目標認定件数を15件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

認定をした事業者は、本導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、実施することにより、計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を9%以上（年平均3%以上）向上させるものとする。

2 先端設備等の種類

① 佐倉市の産業は、「製造業」や「小売業、卸売業」を始めとして多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えている。市内における経済発展のためには、これら全ての産業で事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる先端設備等の種類は、「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に定める先端設備等全てとする。

② 設備投資等は労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されること。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、市内全ての区域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。